

特別区民税・都民税を納期限までに納付ができない方 のための二つの猶予制度

換価の猶予

特別区民税・都民税を納期限までに納付することにより、
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは

納期限から6か月以内に、足立区長に申請することにより1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する特別区民税・都民税以外に既に滞納となっている特別区民税・都民税がある場合には、申請による換価の猶予は認められません。

※申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以降に納期限の到来する特別区民税・都民税について適用されます。

※その他足立区長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

徴収の猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。

- ⑤本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したことなどにより、特別区民税・都民税を一時に納付することができないときは

足立区長に申請することにより、1年以内の期間に限り徴収の猶予が認められる場合があります。

※納期限前に災害等により財産に相当の損失を受けた場合には、税の減額・免除の制度があります。

※⑤の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、新たな賦課決定などにより定められた納期限までに申請する必要があります。

猶予が認められると

猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
財産の差押や換価（売却）が猶予されます。

※特別区民税・都民税を納期限までに納められなかった場合、その遅延した日数に応じた延滞金が納める税額に加算されます。また、督促状の送付を受けても納付されなかった場合財産の差押などの滞納処分を執行します。

※特別区民税・都民税を納期限までに納付できない場合には、お早めに納税課にご相談ください。

問合わせ先 足立区役所 区民部 納税課

住所：〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

滞納整理第一係 電話 03-3880-5236

滞納整理第二係 電話 03-3880-5237

特別整理第一係 電話 03-3880-5235

特別整理第二係 電話 03-3880-5233

手続きについては裏面へ



申請の手続き

提出する書類

①「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」

②「財産収支状況書」

※資産、負債、収支の状況などを記載してください。

※猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」

③担保の提供に関する書類

④災害などの事実を証する書類（徴収の猶予の場合）

※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

申請の期限

換価の猶予：猶予を受けようとする特別区民税・都民税の納期限から6か月以内

徴収の猶予：猶予を受けようとする期間より前。ただし、表面⑤に該当する場合の徴収の猶予についてはその納期限までに申請してください。

猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、納税課から猶予の許可又は不許可を通知します。

猶予が許可された場合は、「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付する必要があります。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法により担保として提供することができる財産の種類には次のようなものがあります。

- ・国債、地方債や足立区長が確実と認める社債・有価証券
- ・土地、建物
- ・足立区長が確実と認める保証人の保証

なお、次のような場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下の場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く特別区民税・都民税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた特別区民税・都民税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、足立区長に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります。（当初の猶予期間と合わせて最長2年）

猶予の取り消し

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている特別区民税・都民税以外に新たに納付すべきこととなった特別区民税・都民税が滞納となった場合など

このチラシは平成28年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。